

# 藤沢市マンション耐震アドバイザー派遣事業について

市が依頼する専門家を、マンション耐震アドバイザーとして無料で派遣いたします。  
耐震診断・改修工事の検討にあたり、お住まいのマンションに適した診断法等について、  
専門家が助言を行うことにより、市民の耐震化への取組みを支援するものです。

＜対象建物＞ ○昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築工事に着手したもの  
※令和6年度から2以上の区分所有者がいるマンションであれば、  
すべて補助対象となりました。  
(区分所有者の居住割合及び非住宅部分の床面積割合の条件を撤廃しました)

＜派遣方法＞ ○1 管理組合につき2回又はアドバイザー2人まで  
○一回の派遣時間は2時間以内  
○派遣場所は藤沢市内  
○助言の内容は、マンションの耐震改修に関することに限る  
※耐震診断・耐震補強設計を行うものではありません。

＜申請に必要なもの＞ ①マンションの案内図  
②区分所有法に基づく管理規約の写し  
③2戸以上の区分所有者の住居の用に供していることが確認できるもの  
(2戸以上の登記簿謄本の写し等)  
④派遣希望先の案内図

＜申請期限＞ 12月末までに申請書提出

＜受付窓口＞ **建築指導課 耐震・住居表示・庶務担当**  
藤沢市役所分庁舎3階 電話：50-3539

## 『マンション耐震アドバイザー派遣』手続きフロー

派遣内容・手続きの確認  
日時の確認

事前相談

対象建物等の確認  
上記①～④が必要

耐震アドバイザー派遣申請書(第1号様式)を提出

市より派遣等決定通知書を郵送

耐震アドバイザーを派遣

結果報告書(第7号様式)を提出

目安  
2月上旬までに

### マンション耐震診断

耐震診断を行う場合は、「分譲マンション耐震診断補助金」制度をご用意しています。  
追加の対象要件のほか、申請件数に限りがありますので、建築指導課職員にご相談ください。